

長周期地震動に関する情報検討会 (第11回)

議 事 次 第

日時 : 平成28年12月8日(木)
15:00~17:00
場所 : 気象庁講堂

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 長周期地震動に関する予測情報について・・・資料1~資料3
- (2) 長周期地震動に関する観測情報について・・・資料4
- (3) その他・・・資料5

3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1 : 緊急地震速報評価・改善検討会(第8回)における予測情報の検討状況について
- 資料2 : 気象庁が提供する長周期地震動の予報(案)
- 資料3 - 1 : 長周期地震動に関する予測情報について
~多様なニーズに対応する予測情報の実用化に向けて~
- 資料3 - 2 : 長周期地震動予報の利活用について(久田委員資料)
- 資料4 : 長周期地震動に関する観測情報について
- 資料5 : 最近の地震で観測された長周期地震動について

委員名簿（ :座長、 :副座長）

福和伸夫 名古屋大学減災連携研究センター長

翠川三郎 東京工業大学環境・社会理工学院建築学系教授

青井 真 国立研究開発法人防災科学技術研究所
地震津波火山ネットワークセンター長

秋山伸一 伊藤忠テクノソリューションズ(株)科学システム事業部
社会基盤営業部 【気象振興協議会推薦委員】

石崎和志 国土交通省住宅局建築指導課長

荻澤 滋 消防庁国民保護・防災部防災課長

北村春幸 東京理科大学理工学部教授

小鹿紀英 (株)小堀鐸二研究所副所長

菅井賢治 日本放送協会報道局災害・気象センター災害担当部長

鈴木浩永 東京消防庁防災部長

谷 広太 文部科学省研究開発局地震・防災研究課長

谷原和憲 一般社団法人日本民間放送連盟 災害放送専門部会幹事
(日本テレビ放送網(株)報道局ニュースセンターCP)

中森広道 日本大学文理学部教授

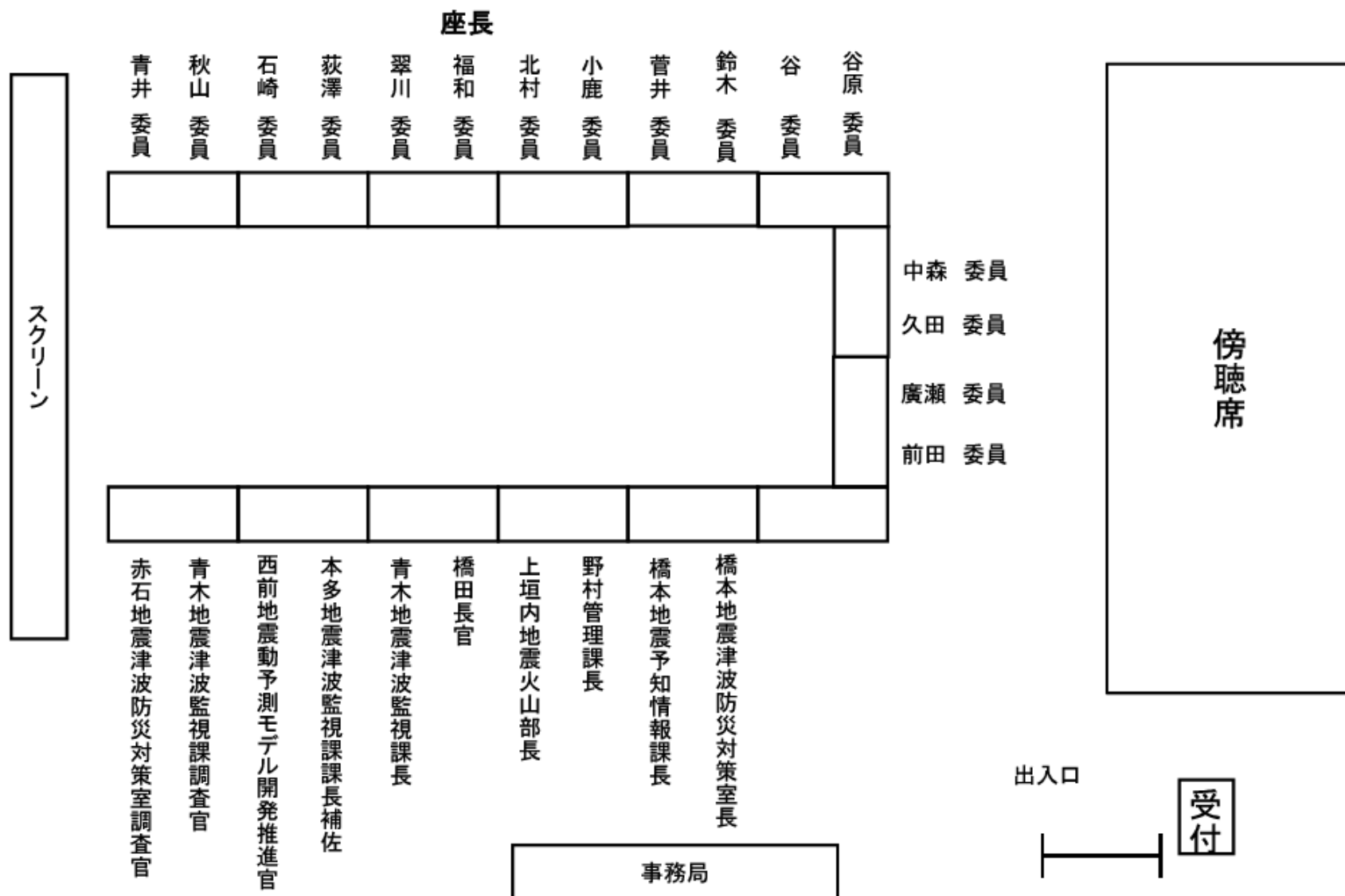
久田嘉章 工学院大学建築学部教授

廣瀬昌由 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)

前田憲二 気象庁気象研究所地震津波研究部長

(事務局) 気象庁地震火山部地震津波監視課

長周期地震動に関する情報検討会(第11回) 座席表



長周期地震動に関する情報検討会運営要綱

(目的)

第1条 地域における高層ビルや石油タンク等での被害発生の早期把握・警戒避難支援、大都市や工業地域の防災関係機関の迅速かつ的確な災害応急体制の立ち上げ支援に資する「長周期地震動に関する情報」の発表を行うにあたり、高層ビルの防災対応に有効な情報の内容や伝達手段はどうあるべきか、予報から観測結果の公表までの一連の情報体系はどうあるべきか等について具体的な検討をするため、長周期地震動に関する情報検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 検討会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 長周期地震動に関する観測情報を発表するための解析手法、情報の発表基準及び内容、伝達手段について
- (2) 長周期地震動に関する予報の検討
- (3) その他、長周期地震動に関して検討の必要な事項

(検討会の構成)

第3条 検討会は、学識経験者及び関係機関の職員からなる委員で構成する。

- 2 検討会に座長と副座長を置く。
- 3 座長は検討会の会務を総理し、副座長は座長を補佐する。
- 4 座長と副座長は委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 5 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 座長が出席できない場合は、副座長に座長代理を気象庁地震火山部長が依頼する。

(資料の公開)

第4条 検討会の資料及び議事概要については、原則として一般に公開するものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に諮ったうえで検討会の資料及び議事概要の一部または全部を非公開とすることができる。

(長周期地震動の予測技術検討ワーキンググループ)

第5条 長周期地震動予測技術について専門的に検討するため長周期地震動予測技術検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

- 2 ワーキンググループは、学識経験者からなる委員で構成する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、委員の中から気象庁地震火山部長が依頼する。
- 4 座長はワーキンググループの会務を総理する。
- 5 ワーキンググループの公開については、本要項第4条の規定を準用する。
- 6 座長が出席できない場合は、座長代理を委員の中から地震火山部長が依頼する。
- 7 ワーキンググループは、ワーキンググループにおける検討結果を本検討会に報告する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、気象庁地震火山部地震津波監視課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの外、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年7月26日から適用する。